徳島県の海岸保全基本計画

改定（概 要 版）



～ 自然と人が息づく、阿波の海岸づくり ～

徳 島 県

1.海岸保全基本計画とは・・・

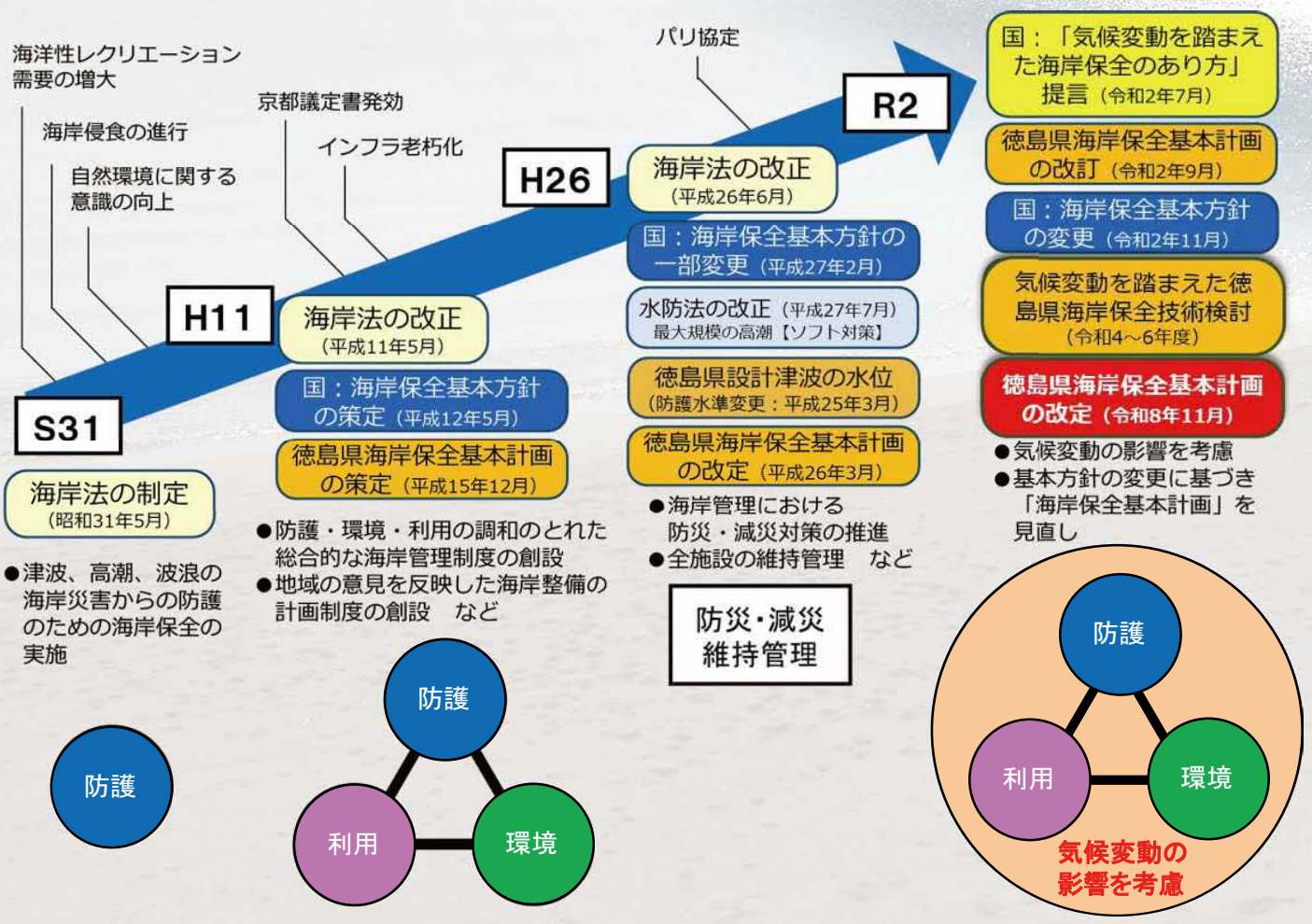
海岸保全基本計画とは、海岸法の改正（平成11年）に伴い、「美しく、安全で、いきいきとした海岸」の継承を基本理念とする国の定めた「海岸保全基本方針」に基づいて都道府県が作成する計画で、地域の意見等を反映して作成するものです。

徳島県では平成15年に「讃岐阿波」「紀伊水道西」「海部灘」の３沿岸の海岸保全基本計画を策定し、“防護”に加え、“環境”“利用”にも配慮した海岸の保全に取り組んでいます。

平成25年3月には、全国に先駆けて設計津波の水位を公表するとともに、平成26年3月には、東日本大震災の教訓を踏まえた南海トラフの巨大地震・津波対策や、社会環境やニーズの変化へ対応するため、「海岸保全基本計画」の改定を行っています。

また、令和2年9月には、平成27年水防法の改正や近年、計画規模を超える高潮による浸水被害を契機に始められた想定し得る最大規模の高潮への対応や海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項を追加するため、「海岸保全基本計画」の改訂を行っています。

さらに、国の「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」（令和2年7月）等を受け、県では「気候変動を踏まえた徳島県海岸保全技術検討会」（令和4～6年度）を設置し、計画外力の設定等を検討しました。その結果を踏まえ、令和7年度より徳島県海岸保全基本計画の見直しを進め、令和8年11月に新たな計画へと改定しました。



【改定の背景】

「ＩＰＣＣ（気候変動に関する政府間パネル）の報告書において、地球温暖化の進行に伴う将来的な海面水位の上昇が確実視されるなど、世界的に気候変動への危機感が高まる中、平成30年台風21号による高潮被害等が契機となり、気候変動への対応が強く求められるようになりました。

国においては、令和2年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」が取りまとめられ、今後の海岸保全については、過去のデータに基づきつつ、気候変動による影響を明示的に考慮した対策へと転換することが示されました。これを受けて、国が令和2年11月に「海岸保全基本方針」を変更しています。

本県におきましても、前回の計画改定（平成26年3月）から約10年が経過し、社会情勢や地域のニーズが変化していることを踏まえ、国の基本方針に沿って基本計画の改定を行います。本改定により、気候変動の影響を考慮しつつ、地域の特性を生かした安全で地域に親しまれる海岸づくりを目指します。

①気候変動を踏まえた災害対策への対応

◎平成30年台風21号による高潮被害が発生



強風に流され関西空港連絡橋に衝突したタンカー

契機として

- 「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（R2.2 農林水産省、国土交通省）
- 南海トラフ地震の発生確率
  「今後30年以内で60～90%程度」
- 気候変動を踏まえた徳島県海岸保全施設技術検討（令和4～令和6年度）

◎気候変動による影響を踏まえた津波・高潮に対する防護水準などの見直しが必要

②社会環境やニーズの変化への対応

◎海岸保全基本計画の改定（H26.3）から10年が経過

- 希少な動植物の保護活動、アマモ場再生の取組、地域主体の海岸清掃や海岸アドプトなどの活動が拡大
- 「安心度UP」「魅力度UP」「透明度UP」をミッションとする徳島新未来総合計画による県土づくりを開始



清掃活動の様子

- ブルーカーボン生態系への着目
- まちづくりとの連携

◎社会環境やニーズの変化への対応が必要

徳島県の海岸保全基本計画の改定

計画改定のポイント

①気候変動を踏まえた災害対策への対応

- 2100年時点における気候変動を踏まえた防護水準の設定
- 20年から30年後に相当する2050年を目標年次として高潮水位と津波水位のいずれか高い値を整備水準に設定

※津波水位：避難時間（45分）を確保できる高さ

②社会環境やニーズの変化への対応

- ブルーカーボンの吸収源や海洋環境改善等に寄与する藻場や干潟等の再生と保全
- 地域活性化に寄与する海岸利用の促進

2. 徳島県下における沿岸域の概要

徳島県の沿岸域は、北は播磨灘（讃岐阿波沿岸）、東は紀伊水道（紀伊水道西沿岸）、南は太平洋（海部灘沿岸）に面し、古来より種類豊富な水産資源に恵まれている他、海上交通の場や観光地として地域の発展に寄与しています。

徳島県下の３沿岸では、それぞれ異なった自然環境を有しているため、海岸保全のあり方も異なります。



讃岐阿波沿岸

位置及び地勢

讃岐阿波沿岸は、香川県三豊市荘内半島の三崎から、鳴門海峡で知られる徳島県鳴門市の孫崎に連なる四国北東部の瀬戸内海に面した沿岸で、本州と四国地域を繋ぐ瀬戸大橋と大鳴門橋が架かる四国の玄関口に位置づけられます。

紀伊水道西沿岸

位置及び地勢

紀伊水道西沿岸は、徳島県鳴門市の孫崎から阿南市の蒲生田岬に連なる紀伊水道に面した沿岸で、吉野川や那賀川の河口には平野が広がり、大規模な市街地が形成されています。

沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示しています。

海部灘沿岸

位置及び地勢

海部灘沿岸は、徳島県の蒲生田岬から高知県室戸岬に連なる四国東南部の太平洋に面した沿岸です。沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩礁や急峻な海崖と白砂青松の渚が交互に現れながら様々に変化する海岸線の眺望は日本でも希有です。



鳴門うずしお



ウチノ海



折野港海岸



高島地先海岸

海岸防護特性

瀬戸内海に面し、低地が多く潮の干満も大きいことから、第二室戸台風（昭和36年）などにより、小鳴門海峡西側で浸水被害が発生しています。また、沿岸の西部に位置する折野港海岸では海岸侵食が進行しています。対象外力は、沿岸のほぼ全域で瀬戸内海を風域の場とする風波となります。

自然環境特性

沿岸のほぼ全域が瀬戸内海国立公園に指定されています。また小鳴門海峡を中心に沿岸東部で藻場が広がり、ウチノ海を取り囲む一帯は、海峡独特の美しい景観を有しています。

海岸利用特性

鳴門海峡は県下を代表する観光資源となっており、瀬戸内海側では釣りやヨットなどのレクリエーションが盛んに行われいます。また、ウチノ海や小鳴門海峡などでは浅海養殖漁場としての開発が進み、ワカメやハマチなどの養殖が盛んに行われています。



小松海水浴場



大神子海岸



北の脇海水浴場



蒲生田岬

海岸防護特性

吉野川や那賀川のデルタ地帯では、第二室戸台風による高潮や波浪で大きな浸水被害が発生しています。また、今津坂野海岸においては海岸侵食が顕著で、橘湾や椿泊湾では過去に大きな津波被害が発生しています。対象外力は、沿岸のほぼ全域で台風に伴う高潮や波浪となるものの、橘湾や椿泊湾では波浪の影響を受けにくいため津波となります。

自然環境特性

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の那賀川以南の沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されています。また、蒲生田岬はアカウミガメの産卵場所として天然記念物に指定されているほか、吉野川や那賀川などの河口には大規模な干潟が形成されているなど、豊かな自然環境を有しています。

海岸利用特性

吉野川の北部や阿南市では海水浴場や海辺のキャンプ場が多く、中林漁港海岸では観光地引き網が行われるなど多くの観光客が訪れています。また、沿岸中央部の重要港湾・徳島小松島港や橘港が、産業・流通の拠点となっています。



田井ノ浜海水浴場



大浜海岸



千羽海崖



海部川河口

海岸防護特性

太平洋に面しており、県下において最も波浪の条件の厳しい沿岸となっています。また、過去に大きな津波被害を受けており、マグニチュード8～9クラスの地震が今後30年以内に発生する確率は60～90%程度以上という評価が公表された南海トラフ地震の津波に対しても非常に危険度が高い沿岸となっています。対象外力は浅川以南で津波、牟岐以北で高潮や波浪となります。

自然環境特性

沿岸のほぼ全域が室戸阿南海岸国定公園に指定されています。また、大浜海岸はアカウミガメの産卵地、大島や竹ヶ島はサンゴの群生地となっており、貴重な生物が生息する自然が多く残されています。

海岸利用特性

沿岸南部は国内有数のサーフポイントとなっており、多くサーファーが訪れるほか、海水浴やスキューバダイビング、磯釣りなどのレクリエーションが盛んな地域で、海の体験学習も行われています。また、漁業は沿岸から沖合いまで幅広く行われている地域です。

3．海岸保全の基本方針

自然と人が息づく、阿波の海岸づくり

徳島県特有の海岸を、県民の様々な要求に対応しつつ、県民共有の財産として次世代へ継承していくために、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた海岸保全を推進し、『自然と人が息づく、阿波の海岸づくり』の実現を目指します。

海岸保全基本計画の対象期間は今後20年から30年間とします。

防　護
安全で安心できる
海岸整備

環　境
豊かな自然環境の
保全と継承

利　用
人と自然にやさしい
海岸利用の推進

◆各沿岸・ゾーンでの海岸づくりのテーマ◆

＜讃岐阿波沿岸＞

讃岐から阿波の豊かな自然と共生し、
にぎわいがあり
安全で親しみのある海岸の創出

●**鳴門ゾーン**
漁業生産･生活環境･海岸景観の向上への配慮

●**ウチノ海周辺ゾーン**
漁業･観光振興への配慮とウチノ海の環境保全

＜紀伊水道西沿岸＞

鳴門から阿南へ
暮らしを守り自然と人が息づく
阿波の海岸づくり

●**ウチノ海周辺ゾーン**
漁業･観光振興への配慮とウチノ海の環境保全

●**徳島ゾーン**
市街地の安全性の向上と減少している良好な自然環境の保全･再生

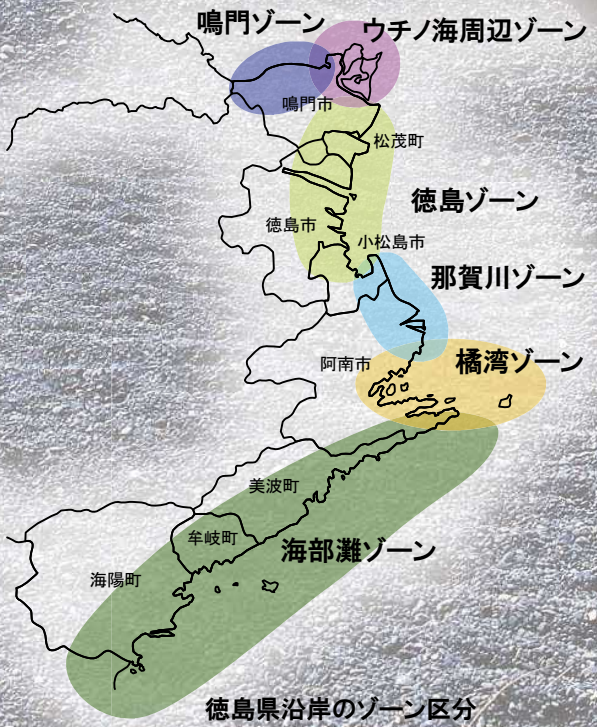
●**那賀川ゾーン**
砂浜の再生と海岸へのアクセスの改善

●**橘湾ゾーン**
津波対策と多島海の自然環境の保全及び生活環境の整備

＜海部灘沿岸＞

海部灘特有の自然と
海岸利用の調和を図り、
安心して暮らせる郷土の海岸づくり

●**海部灘ゾーン**
海部灘特有の自然と海岸利用の調和を図り、安心して暮らせる郷土の海岸づくり



徳島県沿岸のゾーン区分

防護面での基本方針

●背後に幹線道路や集落が形成されている海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。

●侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。

●地震・津波・高潮に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策、さらに内陸部を含めた総合的な防災対策を推進する。海岸保全施設整備（ハード）では、南海トラフ地震の発生や気候変動等の不確実性を考慮し、段階的に整備を行う。

●津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定や水防法に基づく高潮浸水想定区域の指定・公表、ハザードマップやタイムラインの公表、県公式LINEでの防災情報発信などとともに、防災部局や市町村等の関係機関との連携を強化することにより、津波・高潮に対する地域における実行性のある防災体制の確立を図る。

●海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。

●海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、長寿命化計画に基づく適切な維持管理に努める。

●水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波・高潮等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。

●津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水位周知海岸」の指定を行っており、引き続き水害の防止に努める。

●港湾には、公共・民間の多様な主体が集積しており、関係者が共通の目標等を定め、各々が施設の改良等を行う「協働防護」の取組に努める。

●漁港漁村では、防波堤によって堤外地の水産関連施設や漁船等の被害の低減・減災に努めるとともに、防波堤と防潮堤を組み合わせた「多重防護」により、効率的かつ効果的に堤内地の人命や財産等の防災・減災に努める。

●海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定に注視する。

●海岸保全施設の整備、運用管理、維持又は修繕を行う際には新技術やDXの活用に努める。



計画的な高潮対策の推進



砂浜の保全･回復



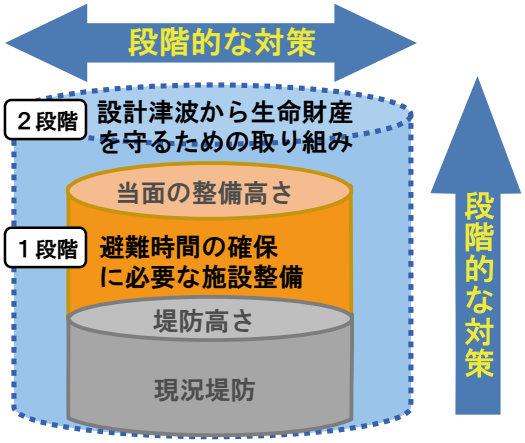
海岸保全施設の適切な維持管理

段階的な地震・津波対策

「設計津波（Ｌ１津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民の生命を守ることを最優先に「避難時間４５分の確保」に必要な施設整備を進める。

1段階 「避難時間の確保」に必要な施設整備

2段階 「設計津波の水位」に対する取り組み



環境面での基本方針

●最新の知見に基づき、様々な生物が生息している海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

●ウミガメの上陸地やサンゴの群生地など貴重な動植物の生息地や、優れた自然環境・景観の保全に努めます。

●地域住民等と連携し、海岸利用者のマナー啓発、海岸漂着ゴミ等の清掃活動や外来種の駆除、生物の保全活動等を促進する。

●干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質改善に対する啓発活動を推進する。

●海草・海藻の藻場や干潟等の保全・再生等に努めることで、ブルーカーボンの吸収源としての機能や海洋環境改善といった多面的効果の保全・創出に、他部局と連携のうえ取り組む。



自然と共生する海岸づくり



貴重な自然を育む海岸づくり



意識啓発

利用面での基本方針

●多様な利用者が避難情報等を直感的に理解できるよう、多言語表記や「やさしい日本語」を用いて、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。

●高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。

●市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

●観光をはじめとした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。

●他部局や民間事業者、市町との連携・支援を通じて、地域振興や地域活動の活性化に寄与する海岸利用を促進する。

●観光部局等に対して、ニーズの聞き取りを行うなど、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との連携を推進し、海岸利用の増進に資する施設の整備に努める。



親しまれる海辺空間づくり



誰もが利用しやすい海辺づくり



海岸利用に配慮した施設整備

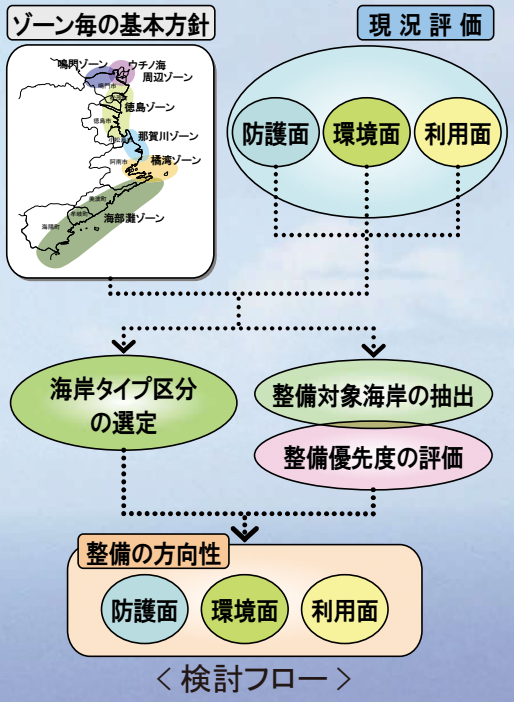
4. 各海岸ごとの整備の方向性

徳島県下136地区の海岸について、防護・環境・利用面の各視点から、また、気候変動の影響も踏まえつつ、現況を評価するとともに、個々の海岸が含まれるゾーンの基本方針を踏まえ、海岸の長期的な整備の方向性を示す「海岸タイプ（４つの区分）」の選定と整備対象海岸の抽出を行いました。

整備対象海岸については、気候変動を踏まえた防護面における緊急度・重要度を優先に「津波対策」・「高潮対策」・「侵食対策」の必要性や「背後地の状況」から整備の優先度を、今後20年から30年間に事業着手すべき海岸（優先度ランクⅠ）、長期的に事業着手すべき海岸（優先度ランクⅡ）、定期点検を実施し、維持管理をしていく海岸の３段階に区分しました。

さらに、整備対象海岸の整備優先度の評価を行い海岸タイプを考慮して、具体的な整備の方向性を定めています。

なお、事業中の海岸について早期完成を図るとともに、残る海岸については、優先順位を検討の上、順次、早期に事業着手できるよう取り組みます。



＜検討フロー＞

整備対象海岸の抽出、優先度の決定の考え方

（整備優先項目）

防護面			防護面
津波対策の必要性	高潮対策の必要性	侵食対策の必要性	背後地の状況

優先度ランク	考え方
Ⅰ	今後20年から30年間に事業に着手すべき海岸
Ⅱ	長期的に事業に着手すべき海岸
―	定期点検を実施し、維持管理をしていく海岸

防護・環境・利用の総合的な視点からの『海岸タイプ』

環境重視

貴重な自然環境・景観資源等が豊富な地域であり、特に自然環境の保護・保全に配慮する。



環境調和

自然環境と人々の生活、レクリエーション活動及び漁業等の産業活用の利用が共存している地域であり、環境面と利用面の調和に配慮する。



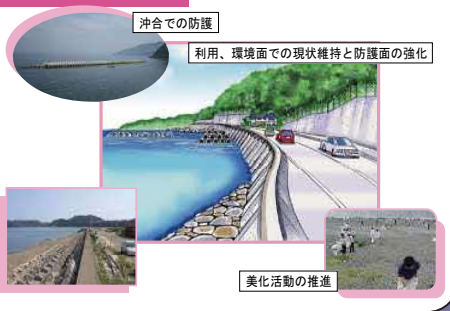
利用促進

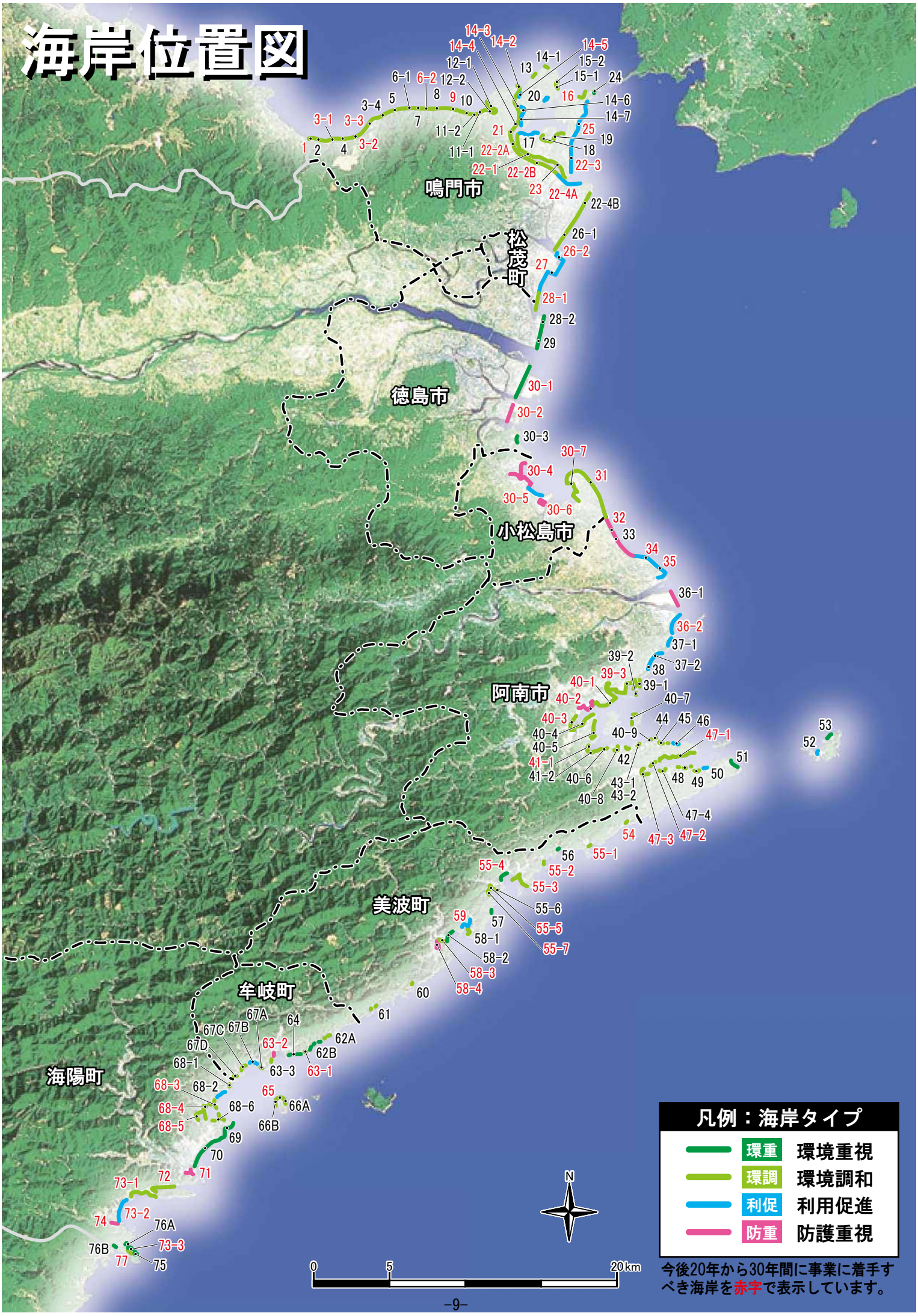
特にレクリエーション面での海岸利用が盛んな地域、海岸利用のニーズの高い地域であり、環境面に配慮しつつ海岸利用の促進を図る。



防護重視

利用・環境面については現状の維持に努め、特に防護面の強化を図る。




海岸位置図
鳴門市
松茂町
徳島市
小松島市
阿南市
美波町
牟岐町
海陽町
凡例：海岸タイプ
環重 環境重視
環調 環境調和
利促 利用促進
防重 防護重視
N
0
5
20km
今後20年から30年間に事業に着手すべき海岸を赤字で表示しています。

■海岸一覧表

讃岐阿波沿岸

No	海岸名	所管	関係市町村	優先度ランク	海岸タイプ	導入事業
1	碁の浦漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
2	大須地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	―	環調	
3-1	折野港海岸(大須地区)	国土(港湾)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
3-2	折野港海岸(北灘西地区)	国土(港湾)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
3-3	折野港海岸(折野中地区)	国土(港湾)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
3-4	折野港海岸(折野東地区)	国土(港湾)	鳴門市	―	環調	
4	三津漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	―	環調	
5	鳥ヶ丸地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	―	環調	
6-1	大浦漁港海岸(鳥ヶ丸地区)	農水(水産)	鳴門市	―	環調	
6-2	大浦漁港海岸(大浦地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
7	大浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	―	環調	
8	粟田地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	―	環調	
9	粟田漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
10	櫛木地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	―	環調	
11-1	櫛木漁港海岸(東山地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	環調	
11-2	櫛木漁港海岸(西山地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	環調	
12-1	日出漁港海岸(日出地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	環調	
12-2	日出漁港海岸(小海地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	環調	
13	小池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	―	環調	
14-1	瀬戸漁港海岸(大島田地区)	農水(水産)	鳴門市	―	環調	
14-2	瀬戸漁港海岸(堂浦北泊第1地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
14-3	瀬戸漁港海岸(堂浦北泊第2地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
14-4	瀬戸漁港海岸(堂浦地廻地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
14-5	瀬戸漁港海岸(向地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
14-6	瀬戸漁港海岸(阿波井小島田地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	環調	
14-7	瀬戸漁港海岸(堂の浦・阿波井地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	環調	
15-1	室漁港海岸(田ノ浦地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	環調	
15-2	室漁港海岸(在所谷地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	環調	
16	亀浦漁港海岸(福池地区)	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
17	高島地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	Ⅱ	利促	
18	三ツ石地区海岸	国土(水管理)	鳴門市	Ⅱ	環調	
19	鳴門海岸(横山地区)	農水(農村)	鳴門市	Ⅱ	環調	
20	撫佐漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	Ⅱ	利促	
21	堂の浦地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮

紀伊水道西沿岸

No	海岸名	所管	関係市町村	優先度ランク	海岸タイプ	導入事業
22-1	撫養港海岸(高島地区)	国土(港湾)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
22-2A	撫養港海岸(桑島瀬戸地区)	国土(港湾)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
22-2B		国土(港湾)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
22-3	撫養港海岸(土佐泊地区)	国土(港湾)	鳴門市	Ⅰ	利促	高潮
22-4A	撫養港海岸(岡崎里浦地区)	国土(港湾)	鳴門市	Ⅰ※	利促	高潮
22-4B		国土(港湾)	鳴門市	―	環調	
23	土佐泊漁港海岸	農水(水産)	鳴門市	Ⅰ	環調	高潮
24	福池地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	―	環重	
25	鳴門地先海岸	国土(水管理)	鳴門市	Ⅰ	利促	高潮
26-1	粟津港海岸(粟津地区)	国土(港湾)	鳴門市	Ⅱ	環調	
26-2	粟津港海岸(松茂地区)	国土(港湾)	松茂町	Ⅰ	利促	高潮
27	松茂地区海岸	国土(水管理)農水(農村)	松茂町	Ⅰ	利促	高潮
28-1	今切港海岸(長原地区)	国土(港湾)	松茂町	Ⅰ	環調	高潮
28-2	今切港海岸(川内地区)	国土(港湾)	徳島市	Ⅱ	環重	
29	小松地先海岸	国土(水管理)	徳島市	Ⅱ	環重	
30-1	徳島小松島港海岸(沖洲地区)	国土(港湾)	徳島市	Ⅰ	環重	津波
30-2	徳島小松島港海岸(津田地区)	国土(港湾)	徳島市	Ⅰ	防重	高潮
30-3	徳島小松島港海岸(大神子地区)	国土(港湾)	徳島市	Ⅱ	環重	
30-4	徳島小松島港海岸(港口地区)	国土(港湾)	小松島市	Ⅰ	防重	高潮
30-5	徳島小松島港海岸(横須金磯地区)	国土(港湾)	小松島市	Ⅰ	利促	高潮
30-6	徳島小松島港海岸(赤石坂野地区)	国土(港湾)	小松島市	Ⅰ	防重	高潮
30-7	徳島小松島港海岸(和田島地区)	国土(港湾)	小松島市	Ⅰ	環調	津波
31	坂野地区海岸	国土(水管理)	小松島市	Ⅰ	環調	侵食
32	今津地区海岸	国土(水管理)農水(農村)	阿南市	Ⅰ	防重	侵食
33	今津漁港海岸	農水(水産)	阿南市	Ⅱ	防重	
34	那賀川海岸(那賀川左岸地区)	農水(農村)	阿南市	Ⅰ	利促	津波
35	中島港海岸(中島地区)	国土(港湾)	阿南市	Ⅰ	利促	高潮
36-1	富岡港海岸(辰巳地区)	国土(港湾)	阿南市	―	防重	
36-2	富岡港海岸(豊益・睦地区)	国土(港湾)	阿南市	Ⅰ	利促	高潮
37-1	中林漁港海岸(中林地区)	農水(水産)	阿南市	―	利促	
37-2	中林漁港海岸(北ノ脇地区)	農水(水産)	阿南市	―	利促	
38	見能林地区海岸	国土(水管理)	阿南市	―	利促	
39-1	大潟漁港海岸(柏地区)	農水(水産)	阿南市	―	環調	
39-2	大潟漁港海岸(柏大手地区)	農水(水産)	阿南市	―	環調	
39-3	大潟漁港海岸(大潟地区)	農水(水産)	阿南市	Ⅰ	環調	津波
40-1	橘港海岸(橘東地区)	国土(港湾)	阿南市	Ⅰ	環調	津波
40-2	橘港海岸(橘西地区)	国土(港湾)	阿南市	Ⅰ	防重	津波
40-3	橘港海岸(鵠地区)	国土(港湾)	阿南市	Ⅰ	環調	津波
40-4	橘港海岸(袴傍示西地区)	国土(港湾)	阿南市	―	環調	
40-5	橘港海岸(袴傍示東地区)	国土(港湾)	阿南市	―	環調	
40-6	橘港海岸(椿地地区)	国土(港湾)	阿南市	Ⅱ	環調	
40-7	橘港海岸(高島地区)	国土(港湾)	阿南市	―	環調	
40-8	橘港海岸(香地区)	国土(港湾)	阿南市	―	環調	
40-9	橘港海岸(楠ヶ浦地区)	国土(港湾)	阿南市	―	環調	
41-1	後戸漁港海岸(浜田地区)	農水(水産)	阿南市	Ⅰ	環調	津波
41-2	後戸漁港海岸(出見地区)	農水(水産)	阿南市	Ⅱ	環調	
42	小杭漁港海岸	農水(水産)	阿南市	―	環調	
43-1	曲漁港海岸(小曲地区)	農水(水産)	阿南市	―	環調	
43-2	曲漁港海岸(大曲地区)	農水(水産)	阿南市	―	環調	
44	西大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	―	環調	
45	大江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	―	環調	
46	那波江地先海岸	国土(水管理)	阿南市	―	利促	
47-1	椿泊漁港海岸(椿泊地区)	農水(水産)	阿南市	Ⅰ	環調	津波
47-2	椿泊漁港海岸(勢井地区)	農水(水産)	阿南市	Ⅰ	環調	津波
47-3	椿泊漁港海岸(椿川地区)	農水(水産)	阿南市	Ⅰ	環調	津波
47-4	椿泊漁港海岸(高瀬地区)	農水(水産)	阿南市	―	環調	
48	小島地先海岸	国土(水管理)農水(農村)	阿南市	―	環調	
49	尻杭地先海岸	国土(水管理)農水(農村)	阿南市	―	環調	
50	船瀬地先海岸	国土(水管理)農水(農村)	阿南市	―	利促	
51	蒲生田地先海岸	国土(水管理)農水(農村)	阿南市	Ⅱ	環重	
52	伊島漁港海岸	農水(水産)	阿南市	Ⅱ	利促	
53	伊島海岸(伊島地区)	農水(農村)	阿南市	―	環重	

海部灘沿岸

No	海岸名	所管	関係市町村	優先度ランク	海岸タイプ	導入事業
54	伊座利漁港海岸	農水(水産)	美波町	Ⅰ	環調	高潮
55-1	由岐漁港海岸(阿部地区)	農水(水産)	美波町	Ⅰ	環調	高潮
55-2	由岐漁港海岸(志和岐地区)	農水(水産)	美波町	Ⅰ	環調	高潮
55-3	由岐漁港海岸(由宇地区)	農水(水産)	美波町	Ⅰ	環調	高潮
55-4	由岐漁港海岸(田井地区)	農水(水産)	美波町	Ⅰ	環重	高潮、侵食
55-5	由岐漁港海岸(木岐地区)	農水(水産)	美波町	Ⅰ	環調	高潮
55-6	由岐漁港海岸(権現地区)	農水(水産)	美波町	―	環調	
55-7	由岐漁港海岸(白浜地区)	農水(水産)	美波町	Ⅰ	環調	高潮
56	大井地先海岸	国土(水管理)	美波町	―	環重	
57	山座地先海岸	国土(水管理)	美波町	―	環重	
58-1	日和佐港海岸(恵比須浜地区)	国土(港湾)	美波町	Ⅱ	環調	
58-2	日和佐港海岸(大浜地区)	国土(港湾)	美波町	Ⅱ	環重	
58-3	日和佐港海岸(戒地区)	国土(港湾)	美波町	Ⅰ	環調	高潮
58-4	日和佐港海岸(弁財天地区)	国土(港湾)	美波町	Ⅰ	防重	高潮
59	恵比須浜漁港海岸	農水(水産)	美波町	Ⅰ	利促	高潮
60	外牟井地先海岸	国土(水管理)	美波町	―	環調	
61	明丸地先海岸	国土(水管理)	美波町	―	環調	
62A	浜辺地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	Ⅱ	環調	
62B		国土(水管理)	牟岐町	Ⅱ	環重	
63-1	牟岐漁港海岸(古牟岐地区)	農水(水産)	牟岐町	Ⅰ	環調	高潮
63-2	牟岐漁港海岸(楠ノ浦地区)	農水(水産)	牟岐町	Ⅰ	防重	津波
63-3	牟岐漁港海岸(大戸地区)	農水(水産)	牟岐町	―	環調	
64	馬地地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	Ⅱ	環重	
65	出羽島漁港海岸	農水(水産)	牟岐町	Ⅰ	環調	高潮
66A	出羽島地先海岸	国土(水管理)	牟岐町	―	環調	
66B		国土(水管理)	牟岐町	Ⅱ	環調	
67A	内妻地区海岸	国土(水管理)	牟岐町	Ⅱ	環調	
67B		国土(水管理)	牟岐町	Ⅱ	利促	
67C		国土(水管理)	牟岐町	Ⅱ	環調	
67D		国土(水管理)	牟岐町	Ⅱ	環調	
68-1	浅川港海岸(鯖瀬地区)	国土(港湾)	海陽町	Ⅱ	環調	
68-2	浅川港海岸(大砂地区)	国土(港湾)	海陽町	―	利促	
68-3	浅川港海岸(加島地区)	国土(港湾)	海陽町	Ⅰ	環調	津波
68-4	浅川港海岸(粟ノ浦地区)	国土(港湾)	海陽町	Ⅰ	環調	津波
68-5	浅川港海岸(浅川地区)	国土(港湾)	海陽町	Ⅰ	環調	津波
68-6	浅川港海岸(海老ヶ池地区)	国土(港湾)	海陽町	―	環調	
69	海老ヶ池地区海岸	国土(水管理)	海陽町	―	環重	
70	松原地先海岸	国土(水管理)	海陽町	Ⅱ	環重	
71	鞆奥漁港海岸	農水(水産)	海陽町	Ⅰ	防重	高潮
72	那佐港海岸(那佐地区)	国土(港湾)	海陽町	Ⅰ	環調	高潮
73-1	宍喰海岸(那佐地区)	国土(水管理)	海陽町	Ⅰ	環調	津波
73-2	宍喰海岸(宍喰浦地区)	国土(水管理)	海陽町	Ⅰ	利促	津波
73-3	宍喰海岸(竹ヶ島地区)	農水(農村)	海陽町	Ⅰ	環重	高潮
74	宍喰漁港海岸	農水(水産)	海陽町	Ⅰ	防重	津波
75	竹ヶ島地先海岸	国土(水管理)	海陽町	Ⅱ	環重	
76A	金目地先海岸	国土(水管理)	海陽町	Ⅱ	環重	
76B		国土(水管理)	海陽町	Ⅱ	環重	
77	竹ヶ島漁港海岸	農水(水産)	海陽町	Ⅰ	防重	津波

TOKUSHIMA



徳島県

平成15年12月策定
平成26年３月改定
令和２年９月改訂
令和８年11月改定

〒770-8570
徳島県徳島市万代町１丁目１番地

河川整備課　TEL.088-621-2574
港湾政策課　TEL.088-621-2586
生産基盤課　TEL.088-621-2473
　　TEL.088-621-2442

R100
古紙配合率100%の
再生紙を使用しています

令和8年11月